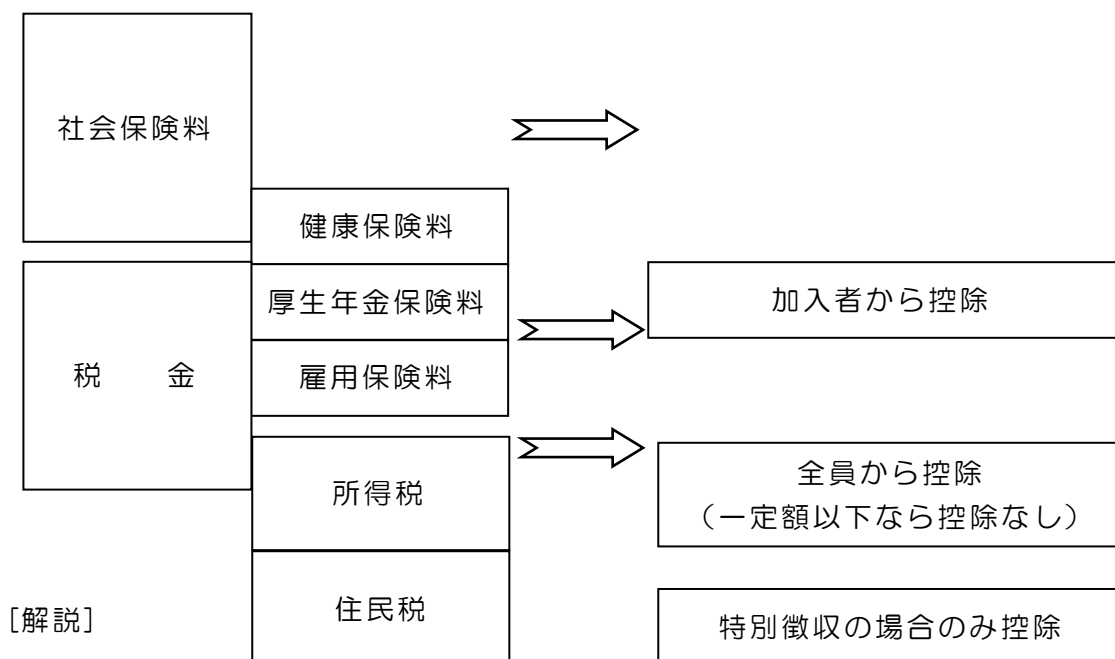


A2 給与から控除すべきものには、次のものがあります。



[解説]

(1) 健康保険料

① 医師国保

診療所で医師国保に加入している従業員の保険料については、全額本人負担が原則です。しかし、他の健康保険のように保険料負担を事業主である医師と従業員で折半し、従業員が半額を負担することが多くなっています。保険料は、各都道府県によって異なります。

② 全国健康保険協会管掌健康保険

年金事務所に提出する書類に記載した各従業員の標準報酬月額により、保険料月額表に基づいて控除すべき保険料を控除します。

(政府管掌健康保険は、平成 20 年 10 月 1 日より国(社会保険庁)から新たに設立される全国健康保険協会が運営することになり、全国健康保険協会管掌健康保険となりました。

(2) 厚生年金保険料

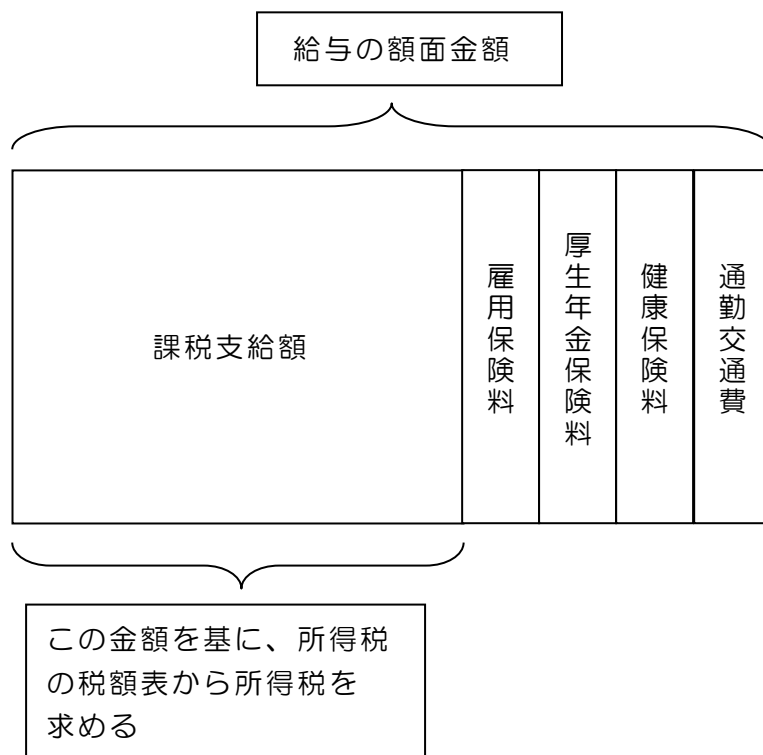
年金事務所に提出する書類に記載した各従業員の標準報酬月額により、保険料月額表に基づいて控除すべき保険料を控除します。

(3) 雇用保険料

毎月の給与支給額を基にして、その給与支給額に雇用保険料率を乗じて計算した保険料を控除します。

(4) 所得税

事業主である医師は、従業員の算定された給与から源泉所得税を徴収する義務があります。その控除する金額は、額面給与から社会保険料と通勤交通費を控除した金額（課税支給額）を基にして、税法に定める税額表において定められた金額です。



ただし、課税支給額が 88,000 円未満の場合は、控除不要です。

(5) 住民税（特別徴収の場合）

前年の年末調整の際に、住民税の支払方法を給与から控除する特別徴収を選択された方については、各市町村から診療所に通知された金額を控除します。